

# 富田林市立西山墓地 使用にあたっての留意点

富田林市立西山墓地では、ご使用の皆さんに気持ちよくお使いいただくため、次のようにきまりを定めています。ご理解のうえ申請いただくようお願いいたします。

※以下については令和7年4月以降に使用許可申請し、許可を受ける方が対象です。

## 【使用の制限について】

- ・土地の使用権についての使用許可となります。(土地の売買ではありません。)
- ・墓所は、1世帯について1区画を超えて使用することはできません。また、霊園は祭祀、工事等のために市長の許可を受けて臨時に使用する場合はほか、その本来の目的以外に使用することはできません。

## 【使用権の承継（名義変更）について】

- ・祖先の祭祀を主宰すべき者が承継するとき。
- ・使用者から当該使用者の相続人に相続があったとき。

## 【維持費について】

維持費は、墓地の共有部分全体を維持管理する費用にあてます。

※ 維持費の納付は、10年毎に10年度分を前納していただきます。また、維持費の年度については4月1日から翌年3月31日までを1年度とします。

## 【使用墓所の管理について】

- ・使用墓所区画内の清掃除草及び墓碑等の管理は、使用者ご自身で行ってください。

## 【囲障（巻石）の設置について】

- ・囲障（巻石）は、使用の許可を受けた日から3年以内に設置してください。

※ 石材業者の指定はありません。囲障（巻石）や墓碑の建立等の工事は、条例に定める基準で施工していただきます。

（例）墓碑の家名は使用者の姓とし、建立者名は使用者の姓名を記する等、いくつか制限を設けています。詳しくは問い合わせください。

## 【使用許可の取り消しについて】

使用者が次の事項に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

- ・許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ・使用権を承継する者以外に使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- ・使用の許可を受けた日から囲障を設置することなく3年を経過したとき。
- ・維持費を納期到来後4年間納付しなかったとき。
- ・他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- ・その他、法令、条例、規則等の定めに違反したとき。

### 【墓所の返還について】

使用墓所を使用する必要がなくなったときは、墓所の返還手続きをしていただき、区分により納付していただいた永代使用料・維持費の一部をお返しします。

- ・ 未使用（３年未満）の場合 永代使用料の１００分の６５の額
  - ・ 未使用（３年以上１０年未満）の場合 永代使用料の１００分の５５の額
  - ・ 未使用（１０年以上２０年未満）の場合 永代使用料の１００分の５０の額
  - ・ 未使用（２０年以上）の場合 永代使用料の１００分の４５の額
  - ・ 既使用（３年未満）の場合 永代使用料の１００分の４０の額
  - ・ 既使用（３年以上１０年未満）の場合 永代使用料の１００分の３５の額
  - ・ 既使用（１０年以上２０年未満）の場合 永代使用料の１００分の３０の額
  - ・ 既使用（２０年以上）の場合 永代使用料の１００分の２５の額
- ◇ この場合の「既使用」とは、墓碑が建立されているか、又は埋蔵されていることをいい、埋蔵の事実がなく、囲障（巻石）だけが設置されている場合は「未使用」となります。
- ◇ また、維持費については、納付済期間のうち未到来の年度数に応じて還付します。（１年未満は切り捨て）

### 【使用権の消滅について】

次のような場合には、霊園の使用権がなくなります。

- ・ 使用者が死亡された日から２年を経過しても、祭祀を主宰する者がいないとき。
  - ・ 使用者の住所地等、変更の届け出などがなく、居所不明となって７年が経過したとき。
- 上記の場合、無縁墓所とみなしその墓所の改葬を行い、墓所の物件を移転することがあります。

ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

富田林市 市民人権部 環境衛生課

富田林市常盤町１番１号

TEL0721-25-1000 内線 143・147・149